

令和 7 年度佐賀県唐津線・筑肥線通学定期券新規購入費 補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この補助金は、列車通学に係る経済的負担を軽減することで、利用機会を創出し、唐津線（佐賀－西唐津間）及び筑肥線（伊万里－唐津間）の利用促進を図ることを目的とする。なお、本補助金の交付については、予算の範囲内において交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助金の対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、九州旅客鉄道株式会社が発行する通学定期券を新規で購入する者とする。ただし、購入した通学定期券の払戻しを行った者を除くものとする。

2 第 1 項の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 自己又は第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、通学定期券の購入に要した額とする。なお、当該通学定期券の要件については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規に購入したものであること
- (2) 利用区間が、唐津線（佐賀－西唐津間）及び筑肥線（伊万里－唐津間）の区間内で完結していること
- (3) 有効期間が、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間であること

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1（10 円未満切捨て）の額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項及び第12条第1項に規定する補助金交付申請書兼実績報告書は、様式第1号のとおりとし、次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 新規に購入した通学定期券（以下「通学定期券」という。）の写し

(2) 前号のほか、知事が必要と認める書類

2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出は、通学定期券の有効期間（以下「有効期間」という。）終了日の7日前から、有効期間終了日の20日後までの間に行うものとし、その提出部数は1部とする（ただし、有効期間終了日が令和8年3月12日から31日までの間である場合は、令和8年3月31日までに行うものとする）。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、規則第4条第1項及び第13条の規定により、補助金の交付の決定及び額の確定を行ったときは、交付申請兼実績報告者に通知するものとする。

2 前条に規定する補助金交付申請書兼実績報告書が到達してから、補助金の交付の決定及び額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助対象経費が重複する他の補助制度の交付対象となる場合は、本補助金の交付を受けてはならない。

(3) 補助事業に係る支出を明らかにした証拠書類を整備し、補助事業完了の翌年度から5年間保存すること。

(状況報告及び調査)

第8条 知事は、必要に応じて補助金に係る事業の実施状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助金の交付)

第9条 第6条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第2号）を提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定の取消し並びに返還)

第10条 知事は、第6条の規定による通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当

するときは、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 通学定期券の払戻しをしていることが判明したとき。
- (2) 交付申請書兼実績報告書その他書類に虚偽があるとき。
- (3) 補助事業者が第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 通学定期券が第3条各号に該当しないことが判明したとき。
- (5) 補助金の交付の決定及び額の確定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (6) その他、知事が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

令和 7 年度佐賀県唐津線・筑肥線通学定期券新規購入費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 7 年度佐賀県唐津線・筑肥線通学定期券新規購入費補助金の交付を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び令和 7 年度佐賀県唐津線・筑肥線通学定期券新規購入費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて交付申請及び実績報告を行います。

1 交付申請兼実績報告者の内容

郵便番号	〒
住 所	
フリガナ 交付申請兼 実績報告者名	
通学定期券利用者 との関係（続柄）	
フリガナ 通学定期券利用者 の氏名	

2 補助事業の内容

有効期間の種別	
有効期間	から まで
乗車駅 (自宅最寄駅)	
降車駅 (学校最寄駅)	
補助対象経費 (通学定期券額)	
補助申請額	
事業完了年月日	年 月 日

年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

令和 7 年度佐賀県唐津線・筑肥線通学定期券新規購入費補助金交付請求書

年 月 日付け交政第 号で交付の決定及び額の確定の通知があった令和 7 年度佐賀県唐津線・筑肥線通学定期券新規購入費補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和 7 年度佐賀県唐津線・筑肥線通学定期券新規購入費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 請求者

郵便番号	〒
住 所	
フリガナ	
氏 名	

2 請求額 金 円

3 振込先

金融機関名	
支 店 名	
口 座 の 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 (カナ)	

※請求者と口座名義人が異なる場合は、委任状（様式第 2 号別紙）が必要です。

年 月 日

委 任 状

請求者

郵便番号	〒
住 所	
フリガナ	
氏 名	

以下の者を代理人と定め、令和 7 年度佐賀県唐津線・筑肥線通学定期券新規購入費補助金の受領に関する権限を委任します。

代理人

郵便番号	〒
住 所	
フリガナ	
氏 名	